

津波災害初動活動要領

山形県警察本部
警備部警備第二課

目 次

第1	総則	1
1	本要領の目的	
2	実施方針	
3	被害想定	
第2	災害警備体制の確立	1
1	災害警備本部等の設置	
(1)	警察本部の体制	
(2)	警察署の体制	
(3)	署災害警備本部への派遣	
2	代替施設への移設等	
第3	防災関係機関との連携	2
1	自治体への連絡員の派遣	
(1)	警察本部の措置	
(2)	沿岸部の警察署の措置	
2	防災関係機関との連絡協力	
第4	津波警報等の伝達	2
1	伝達要領	
2	通信統制	
第5	警察職員の措置	2
1	安否報告	
2	自主参集	
(1)	警察本部の職員	
(2)	警察署の職員	
第6	警察施設の防護	3
1	警察施設の確認及び来庁者の把握	
2	非常持出しの検討	
第7	支援体制	3
第8	津波警報等発表時の初動活動	3
(1)	沿岸部の警察署の措置	
(2)	現場警察官の措置	
第9	避難誘導配置箇所	4
第10	交通秩序の維持	4
第11	平素の措置	5
(1)	津波到達予想時刻、避難場所、避難経路等の把握	
(2)	退避場所・退避経路の確認	
(3)	避難行動要支援者に係る避難支援体制の整備	
(4)	装備資機材の準備	
(5)	住民に対する防災教育の推進	

第1 総則

1 本要領の目的

この要領は、山形県が策定した山形県地域防災計画が想定する津波による大規模災害が発生した場合において、山形県警察本部（以下「警察本部」という。）及び各警察署が、適切に対処するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方針

警察本部及び各警察署は、山形県警察災害警備実施計画（平成25年3月8日付け例規（備二）第8号。以下「実施計画」という。）に基づき、相互に連絡を密にして一体的な活動を行うとともに、他機関との調整を図り、迅速かつ的確な活動に努めるものとする。

3 被害想定

山形県地域防災計画が示す被害想定は、別紙1「山形県内において予想される被害等の状況」、津波到達予想時間等については、別紙2「各地区海岸線上における津波最高水位及び+20cmの津波の到達時間」のとおりである。

第2 災害警備体制の確立

1 災害警備本部等の設置

災害警備本部等の設置は、実施計画に定める体制とするほか、長期警備に配意した体制を確立するものとする。

(1) 警察本部の体制

ア 災害警備連絡室（3号）

県内沿岸に津波注意報が発表された場合は、警備部警備第二課長を長とする災害警備連絡室（3号）を警備部警備第二課に設置するものとする。

イ 災害警備本部（1号）

県内沿岸に津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、警察本部長を長とする災害警備本部（1号）を総合事案対策室に設置するものとする。

(2) 警察署の体制

県内沿岸に津波注意報又は津波警報等が発表された場合は、沿岸部の警察署長は自らを長とする警察本部に準じた署災害警備本部等を設置するものとし、沿岸部以外の警察署長は、県内沿岸に大津波警報が発表された場合には、部隊派遣等の可能性があることから、自らを長とする署災害警備本部を設置するものとする。

(3) 署災害警備本部への派遣

被災状況等により沿岸部の署災害警備本部に職員を派遣する必要があると認められる場合は、本要領第7に規定する支援部隊及び実施計画第9に規定する本部部隊、応援派遣部隊等を至急派遣するものとする。

2 代替施設への移設等

警察署庁舎が被災し、署災害警備本部等を設置できない場合には、各警察署災害警備実施計画において規定している代替施設に、署災害警備本部を設置するものとする。

代替施設は、設置する順位を決め複数か所を設定し、各施設への資機材搬送計画を策定するとともに平時において設置訓練を実施するものとする。

第3 防災関係機関との連携

県内沿岸に津波警報等が発表された場合の防災関係機関との連携は、次のとおりとする。

1 自治体等への連絡員の派遣

(1) 警察本部の措置

県と連絡調整を図るため、山形県が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(2) 沿岸部の警察署の措置

鶴岡市、酒田市及び遊佐町と連絡調整を図るため、各市町が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

2 防災関係機関との連絡協力

防災関係機関との通信連絡方法を確認し、担当者を指定して、連絡調整を図るものとする。

上記の他、沿岸部の警察署は、必要あれば防災関係機関に連絡員を派遣するなどし、緊密な情報共有を行い、管内の災害か所等の把握、活動調整及び必要な相互協力をを行うものとする。

第4 津波警報等の伝達

1 伝達要領

警察本部では、津波警報が発表された場合には、沿岸部の警察署に対して、大津波警報が発表された場合には、全警察署に対して、別紙3「津波警報伝達系統図」（実施計画別表第13に同じ）に基づき気象警報等の伝達を行うことから、伝達を受けた警察署の取扱責任者は、同図により、関係市町長へ通知するとともに、交番及び駐在所へ伝達し、伝達時間等を記録するものとする。

なお、現場警察官等に対する伝達については、本活動要領第8第1項第1号アに規定する。

2 通信統制

津波警報等が発表された場合は、山形2系を津波警報等の伝達及び災害対策で使用することから、山形2系を通信系とする各警察署は、災害以外の一般事案等については、山形共通系を使用し通話するものとする。

第5 警察職員の措置

1 安否報告

山形県内において、大津波警報が発表された場合及び職員又は職員の家族の居住地において、津波警報が発表された場合は、職員は、当該所属に対して、山形県警察安否確認システムにより、同システムに障害が発生している場合等は、電話その他の手段により、当該職員及びその家族の安否を報告するものとする。

2 自主参集

(1) 警察本部の職員

ア 災害警備本部（1号）要員は、県内沿岸に津波警報等が発表されたときは、速やかに災害警備本部に自主参集し、その任務を遂行するものとする。

イ 災害警備本部（1号）要員以外の職員は、県内沿岸に大津波警報が発表されたときは、速やかにそれぞれの所属に自主参集するものとする。

(2) 警察署の職員

- ア 沿岸部の警察署の職員は、県内沿岸に津波警報等が発表されたときは、速やかにそれぞれの所属に自主参集するものとする。
- イ 沿岸部以外の警察署の職員のうち、第二機動隊員に指定されている者は、県内沿岸に津波警報等が発表されたときは、速やかにそれぞれの所属に自主参集するものとする。
- ウ 上記ア、イ以外の警察署の職員は、県内沿岸に大津波警報が発表されたときは、速やかにそれぞれの所属に自主参集するものとする。

第6 警察施設の防護

1 警察施設の確認及び来庁者の把握

津波災害発生時には、庁舎、交番、駐在所等警察施設の被災状況を確認するとともに、来庁者を把握し怪我の有無等を確認するものとする。

なお、必要に応じて来庁者を庁舎内に一時待機させるほか、待機時間が長時間にわたる場合には、庁舎周辺の帰宅困難者受入施設等に案内又は誘導するものとする。

2 非常持出しの検討

警察施設が被災した場合は、代替施設等への拳銃、重要書類等の非常持出しを検討するものとする。

第7 支援体制

県内沿岸に、津波警報等が発表された場合は、被災状況に応じて、次表の第二機動隊の中から編成する支援部隊を第一次的に至急沿岸警察署へ派遣するものとする。

	第1小隊	第2小隊	第3小隊
第1中隊	山形警察署 20人	山形警察署 17人	山形警察署 17人
第2中隊	寒河江警察署 20人	天童警察署 17人	
第3中隊	新庄警察署 20人	村山警察署 17人	
第6中隊	米沢警察署 20人	米沢警察署 17人	南陽警察署 17人

※ 第1小隊は、中隊長、伝令2人を含む人数

第8 津波警報等発表時の初動活動

津波警報等発表時の初動活動については、「浸水域から車両・人を避難させ、浸水域には車両・人を入れない。」ことを基本として、次の事項に配慮し実施するものとする。

(1) 沿岸部の警察署の措置

ア 津波情報の伝達

沿岸部の警察署は、生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）から発せられる津波に関する情報の傍受体制を確立するとともに、津波到達予想時刻等、現場警察官の安全確保に直結する情報をリアルタイムで現場警

察官に発信するものとする。

さらに、気象庁が発表する津波到達予想時刻は、現場で避難広報、避難誘導、交通規制活動等に従事する警察官が安全に退避することから、通信指令課からの指令のみに頼ることなく、山形2系の他、署活系等でも繰り返し発信するものとする。

イ 退避指示

沿岸部の警察署は、現場の警察官が津波到達予想時刻前に避難広報や避難誘導を行いながら避難場所又は安全な場所に退避するよう、確実に指示するものとする。

(2) 現場警察官の措置

ア 装備資機材の有効活用

現場配置する警察官は、水難救助活動用ヘルメット、救命胴衣、無線機（受令機を含む。）を確実に装着して活動に当たるものとする。

また、災害現場では、常に危険と隣り合わせであることを念頭に、出動時の報告や臨場中の特異状況の即報等、無線機でこまめに状況を報告するものとする。

イ 避難広報、避難誘導及び交通規制

(ア) 活動の限界

現場で避難広報、避難誘導や交通規制等に従事する警察官は、活動の現場から安全な場所に退避するまでの時間を考慮して、津波到達予想時刻前には、退避を完了するものとする。

そのため、避難広報、避難誘導に当たっては、現場の地形・地物を考慮の上、安全経路を確実に確保するよう努めるものとする。

(イ) 車両使用時の配意事項

車両による避難が必要な避難行動要支援者を認めた場合には、その者を乗車させて避難場所まで搬送し、その後、避難経路を踏まえた浸水区域境界付近での避難広報、避難誘導を継続して、津波到達予想時刻前には確実に安全な場所に退避するものとする。

(ウ) 無線通信が途絶えた場合の措置

無線通信が途絶えて情報を収集できない場合は、防災無線やラジオ等からの情報収集に努めつつ、津波浸水区域外から避難所に向けて避難広報、避難誘導を行うものとする。

(エ) 海面監視の要領

海岸線における潮位観測は行わず、高台などの浸水区域外の安全な場所において潮位等の海面監視を行うものとする。

第9 避難誘導配置箇所

沿岸部の警察署における警察官の避難誘導配置箇所は、別紙4「津波警報・大津波警報発表時の避難誘導配置箇所」のとおりとする。

第10 交通秩序の維持

津波災害においては、被災状況等に応じた被災地域への車両の流入抑制が不可欠であるため、津波警報等発表直後から避難状況等に応じた交通規制を行うもの

とする。

第11 平素の措置

津波災害に備え、次のとおり平素の措置をとるものとする。

(1) 津波到達予想時刻、避難場所、避難経路等の把握

署外活動等に従事する警察官が自らの安全を確保し、的確な避難広報、避難誘導等を実施するため、平素より管内の予測津波浸水域、津波到達予想時刻、避難場所及び避難経路を把握するとともに、全署員に周知するものとする。ただし、災害は全てが想定どおりとは限らないことから、より安全な場所及び避難経路を確認するものとする。

(2) 退避場所・退避経路の確認

より多くの人命を守るためにには、的確な避難広報、避難誘導、交通規制等が必要であり、その活動の多くが固定配置によることから、あらかじめ避難誘導配置箇所等から徒歩で退避できる場所及びその経路を確認しておくとともに、全署員に周知するものとする。

(3) 避難行動要支援者に係る避難支援体制の整備

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を適切に避難させるためには、地域住民や自主防災組織等の協力が不可欠であることから、平素から自治体等と連携し、避難支援体制を整備するものとする。

(4) 装備資機材の準備

津波警報等発表時に、非常持出品を速やかに搬出できるようにしておくとともに、署外活動等に従事する車両には、救命胴衣、水難救助活動用ヘルメットの必要数を搭載しておくものとする。

(5) 住民に対する防災教育の推進

津波災害の被害想定によると、地震発生後、津波警報等の発表を待たず、直ぐに避難を開始した場合は、最大で9割を超える人的被害の軽減効果が認められることから、住民参加型訓練や防災出前講座等の機会を通し、津波防災に関する意識の啓発及び知識等の普及を図るものとする。